

予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、予定価格の事後公表の試行に係る事務取扱要領に基づき予定価格を入札実施後に公表する場合において、入札の透明性及び公正性を確保するため、予定価格に係る疑義を発注機関に照会する手続（以下「質疑」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(質疑をすることができる者)

第2条 質疑をすることができる者は、質疑を行おうとする建設工事の入札手続において入札書を提出した者（以下「入札者」という。）とする。

(質疑をすることができる期間)

第3条 質疑をすることができる期間は、予定価格の通知の日から起算して3日後（休日等を除く。）の正午までとする。

(質疑の方法)

第4条 質疑は、予定価格に係る照会書（様式第1号）を、入札公告であらかじめ定められた発注機関のファクシミリ番号あてFAX送信後、入札公告であらかじめ定められた発注機関の電話番号あてFAX送信の旨を電話連絡することにより行わなければならない。

(回答等)

第5条 発注機関の長は、第3条に定める質疑をすることができる期間の終了日から起算して3日（休日等を除く。）以内に、質疑を行った者あてに回答書（様式第2号）をFAX送信後、その旨を電話連絡することにより回答するものとする。ただし、やむを得ない事由により期日までに回答することが困難である場合は、その事由が解消した後、直ちに回答するものとする。

2 発注機関の長は、次条各号のいずれかに該当するとして、回答をすべき質疑として取り扱わないこととした質疑を行った者に対しては、質疑要件非該当通知書（様式第3号）により、前項に定める期間内に、FAXで通知するものとする。

(回答をすべき質疑として取り扱わないもの)

第6条 質疑が次の各号のいずれかに該当するときは、回答をすべき質疑として取り扱わない。

- (1) 入札者であることが確認できない者から送信されたもの
- (2) 第3条に定める期間を過ぎてから発注機関に到達したもの
- (3) 第4条に定める方法以外の方法によるもの

- (4) 質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの
- (5) 公表された設計図書や建設工事の入札に関する京都府の規程により確認できるもの
- (6) 入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの又は既に質問があり回答を行ったもの
- (7) 契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- (8) 質疑内容が読み取れないもの
- (9) 当該入札に直接関係のないもの
- (10) 前各号に掲げるもののほか、大量又は繰り返しFAXを送信し正常な公務執行を妨げるなど、質疑として取り扱わないことが適当であると発注機関の長が認めるもの

附 則

この要領は、平成24年9月5日から施行し、平成24年9月10日以降に入札公告を行う建設工事の入札から適用する。

発注機関の長 様

所在地
商号又は名称
代表者氏名
FAX番号
担当者名・連絡先

予定価格に係る照会書

下記の建設工事の入札に係る予定価格について、照会します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日
- 3 照会内容(発注機関の予定価格に疑義がある具体的な項目)

注意

「予定価格の事後公表の試行に係る質疑取扱要領」第6条各号のいずれかに該当するものは、回答を行いません。

《例》・質疑の内容が具体的でないものその他質疑の内容が特定できないもの

- ・契約書に規定する設計図書に位置づけられない参考数量を記載した図書に関するもの
- ・入札公告で定めた設計図書に関する質問期間中に質問を行い確認すべきもの 等

様式第2号(第5条関係)

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称) 様

(発注機関の長)

回答書

先に照会のあった建設工事の入札に係る予定価格について、下記のとおり回答します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日
- 3 回答内容

| |
|--|
| |
|--|

様式第3号(第5条関係)

第 号
平成 年 月 日

(商号又は名称) 様

(発注機関の長)

質疑要件非該当通知書

先に照会のあった質疑については、下記の理由により、回答すべき質疑として取り扱いませんので通知します。

記

- 1 建設工事の案件名称
- 2 予定価格通知日
- 3 照会内容

| |
|--|
| |
|--|

- 4 質疑にかかるFAXの受信日時
- 5 回答をすべき質疑として取り扱わない理由

| |
|--|
| |
|--|